

## ■同意第1号 監査委員の選任について

### 【要旨】

監査委員1人の任期が平成31年2月10日をもって満了したことに伴い、新たな委員として「堀本 伸一」氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

### 【選任しようとする者】

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 氏 名     | 堀本 伸一 （ほりもと しんいち） |
| 住 所     | 四万十町大井川1782番地1    |
| 生 年 月 日 | 昭和25年4月11日        |

### 【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。